

(一財)熊本県建築住宅センター被災木造住宅耐震診断事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、令和2年7月豪雨で被災した戸建て木造住宅について応急修理と併せて耐震改修工事を行おうとする者の住まいの再建を支援するために、(一財)熊本県建築住宅センター(以下「財団」という。)が当該住宅の耐震診断を無償で行う事業(以下「(一財)熊本県建築住宅センター被災木造住宅耐震診断事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 耐震診断士 地方公共団体又は(一財)日本建築防災協会(以下「建防協」という。)が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士をいう。
- 二 耐震診断 建防協出版「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる一般診断法により、地震に対する安全性について耐震診断ソフトを使用して評価することをいう。
- 三 耐震診断ソフト 建防協が作成した「一般診断法による診断プログラム」及び建防協の「木造住宅耐震診断プログラム評価」を取得したプログラムをいう。
- 四 上部構造評点 耐震診断により、地震に対する安全性を点数で示したものをいう。
- 五 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修工事の計画策定を行うことをいう。
- 六 耐震改修工事 耐震改修設計に基づき上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とするための工事をいう。
- 七 特定耐震改修 令和2年7月豪雨で被災した戸建て木造住宅について、災害救助法に基づく住宅の応急修理と併せて耐震改修工事を行うことをいう。

(診断対象住宅)

第3条 診断対象住宅は、次の各号の全てに該当する戸建て木造住宅とする。

- 一 八代市、人吉市、水俣市及び天草市並びに葦北郡及び球磨郡の町村に存するもの
 - 二 令和2年7月豪雨で全壊、大規模半壊又は半壊の被災を受けたもの
 - 三 特定耐震改修を行う予定であるもの
 - 四 現に所有者又は所有者の二親等以内の親族等の居住の用に供されているもの
 - 五 住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの
 - 六 在来軸組工法、枠組み壁工法又は伝統的構法によって建築されたもの
 - 七 地上階数が3以下のもの
 - 八 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことを確認できるもの
 - ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書の写し
 - イ 罹災状況説明書(様式第2号。以下同じ。)
 - 九 建築基準法に係る違反がないもの
- 2 前項の規定にかかわらず、財団が支障ないと認める住宅は、診断対象住宅とすることができる。

(申込者)

第4条 本事業の耐震診断に申し込む者（以下「申込者」という。）は、診断対象住宅の居住者等（以下「所有者等」という。）から耐震診断を実施することについて承諾を受けた工務店、大工、建設会社等（以下「工務店等」という。）で、次の各号に該当する者とする。

- 一 熊本県住宅リフォーム推進協議会の構成団体（以下「協議会構成団体」という。）に所属し、当該団体から、特定改修工事に精通し、本事業を適切かつ誠意をもって履行できるものとして推薦を受けた工務店等であること
 - 二 診断対象住宅の特定耐震改修を行う予定の工務店等（以下「特定工務店」という。）であること
- 2 協議会構成団体は、当該団体に所属する工務店等のうち特定改修工事に精通し、本事業を適切かつ誠意をもって履行できるものとして推薦するものについて、予め財団に通知することができる。
- 3 前項の通知を行った団体は、その後の状況の変化により推薦する工務店等に変更が生じた場合には、その都度財団に通知することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、財団が申込者として適切であると認める者は、申込者となることができる。

(耐震診断の申込み)

第5条 申込者は、耐震診断申込書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、財団に提出しなければならない。

- 一 診断対象住宅の図面の写し
 - 二 現地調査報告書
 - 三 診断対象住宅の外観写真(4枚程度)及び内観写真(4枚程度)
 - 四 協議会構成団体からの推薦書（前条第2項若しくは第3項の規定に基づく通知により推薦された工務店等又は前条第4項の規定に基づき財団が申込者として適切であると認める者を除く。）
 - 五 令和2年7月豪雨により罹災したことが確認できる罹災証明書の写し又は罹災状況説明書
 - 六 平成28年熊本地震により罹災したことが確認できる罹災証明書の写し又は罹災状況説明書（診断対象住宅が昭和56年6月1日以降に着工したものに限る。）
- 2 特定工務店は、前項の申込みを行う前に、自ら又は所有者等を通じて、計画する特定改修工事が市町村の補助事業対象となることについての確認を行うものとする。

(耐震診断実施の決定等)

第6条 財団は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、本事業に基づく耐震診断を行う又は行わないこと決定する。

- 2 財団は、前項で診断を行うことを決定したときは、耐震診断士に診断対象住宅の図面の写し、現地調査報告書等を添えて耐震診断を依頼するものとする。
- 3 財団は、第1項で診断を行わないことを決定したときは、その旨を申込者に通知するものとする。

(耐震診断に要する費用)

第7条 前条第2項の耐震診断に要する費用は、財団が負担し、申込者、所有者等には費用の負担を求めないものとする。

2 次条の現地調査費用その他の本事業に関して発生する費用については、財団は負担しないものとする。

(特定工務店による現地調査)

第8条 対象住宅の現地調査は、特定工務店又は特定工務店から委任を受けた者(以下「特定工務店等」という。)が行うものとする。

2 前項の調査は、原則として、建防協発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法で掲げるもの及び「耐震診断現地調査要領」に準じて行うものとする。

(耐震診断)

第9条 財団から依頼を受けた耐震診断士は、第6条第2項の規定に基づく依頼に際し受領した書類について耐震診断を行い、耐震診断結果報告書(以下「結果報告書」という。)を2部作成し、財団に提出するものとする。

2 耐震診断士は、必要に応じて特定工務店等に現地の状況について詳しい報告を求め、又は自ら現地で調査することができる。

3 耐震診断士から現地の状況について報告を求められた特定工務店等は、誠実に対応しなければならない。

(耐震診断結果の通知等)

第10条 財団は、耐震診断士から前条第1項による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、耐震診断結果通知書(耐震診断士派遣要領の様式第7号)に結果報告書1部を添えて申込者に送付するものとする。

2 財団は、申込者又は所有者等からの結果報告書の記載事項の疑義に関する相談に対応することとし、必要な場合は耐震診断を行った耐震診断士に申込者又は所有者等への説明を求めることができるものとする。

(耐震改修設計と耐震診断の関係)

第11条 本事業に伴う耐震診断(以下「本診断」という。)を耐震改修設計に活用することは妨げないが、本診断は一般診断法によるものであり、被災者の円滑なすまいの再建のためには経済的な耐震改修工事を行うべきものであるため、特定耐震改修を行う工務店等は、別途詳細な調査等によって耐震改修設計を行うよう努めなければならない。

(雑則)

第12条 本要領の施行に関し、必要な事項は財団が別途定めるものとする。

附則

この実施要領は、令和2年9月1日から施行する。